

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件
潜水器漁業	あわび、さざえ、なまこ、にな潜水器漁業（浜串地区）	共同漁業権五共第9、10、11号の区域	あわび、さざえ、にな 8月1日から10月31日まで、 12月21日から5月31日まで なまこ 12月21日から3月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県南松浦郡新上五島町に住所を有する漁業者であること。	対象としない	対象としない	令和7年11月12日から 令和7年12月12日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあつては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑥共同漁業権者の操業同意書	1. 7時30分以降に操業開始し、17時30分までに操業を終えなければならない。 2. マスク式、ヘルメット式、ナルギール式以外の潜水器具を使用してはならない。